第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日

平成２２年（フ）第３７３号
富山県富山市黒瀬447―１―305
債務者　松井なるみ
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７４号
群馬県前橋市紅雲町２丁目12―15
債務者　渋澤　　望（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７５号
長野県松本市梓川倭477―４―Ｂ―102
債務者　八田　佳継
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７６号
静岡県熱海市桃山町17―５―202
債務者　筋間　龍一
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７７号
長野県飯田市砂払町２丁目6732―57
債務者　塩澤　友美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７８号
宮城県仙台市青葉区台原３丁目38―23　サニーハイツＦ・Ｐ201
債務者　佐々木　晋
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７９号
福岡県北九州市八幡西区光明２丁目３―７
債務者　橋口　法広
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８０号
新潟県新潟市秋葉区荻島２丁目15―18
債務者　渡部恵理子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８１号
愛知県知多市巽が丘１丁目103
債務者　北山　良子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８２号
愛知県知多郡武豊町字砂川２丁目93―102
債務者　林　　孝治
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８３号
高知県高知市布師田3604―１―Ｃ302
債務者　上岡　幸代（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８４号
愛知県小牧市大字小牧原新田395―２
債務者　江崎かお里
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８６号
東京都多摩市南野２丁目28―８―３―102
債務者　堀田紀代美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０８号
東京都中野区大和町１丁目60―５　松竹荘Ａ201
債務者　川崎昭二郎
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１９号
東京都板橋区板橋１丁目38―７―501
債務者　岩崎　邦子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部